

掛川市条例第37号

掛川城条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川城条例の一部を改正する条例

掛川城条例（平成17年掛川市条例第175号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後																														
<p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に最も適合していると認める団体を指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の<u>縮減</u>を図ることができるものであること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>別表第1（第9条関係）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">個 人</th> <th style="width: 35%;">団 体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（高校生を含む。）</td> <td><u>400円</u></td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>中学生・小学生</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第9条関係）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">1 日</th> <th style="width: 35%;">半 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業として写真、映画等を撮影する場合</td> <td><u>18,000円</u></td> <td><u>10,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	個 人	団 体	一般（高校生を含む。）	<u>400円</u>	320円	中学生・小学生	(略)	(略)	区 分	1 日	半 日	業として写真、映画等を撮影する場合	<u>18,000円</u>	<u>10,000円</u>	<p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に最も適合していると認める団体を指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の<u>収支均衡</u>を図ることができるものであること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>別表第1（第9条関係）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">個 人</th> <th style="width: 35%;">団 体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（高校生を含む。）</td> <td><u>410円</u></td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>中学生・小学生</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第9条関係）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">1 日</th> <th style="width: 35%;">半 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業として写真、映画等を撮影する場合</td> <td><u>18,510円</u></td> <td><u>10,280円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	個 人	団 体	一般（高校生を含む。）	<u>410円</u>	320円	中学生・小学生	(略)	(略)	区 分	1 日	半 日	業として写真、映画等を撮影する場合	<u>18,510円</u>	<u>10,280円</u>
区 分	個 人	団 体																													
一般（高校生を含む。）	<u>400円</u>	320円																													
中学生・小学生	(略)	(略)																													
区 分	1 日	半 日																													
業として写真、映画等を撮影する場合	<u>18,000円</u>	<u>10,000円</u>																													
区 分	個 人	団 体																													
一般（高校生を含む。）	<u>410円</u>	320円																													
中学生・小学生	(略)	(略)																													
区 分	1 日	半 日																													
業として写真、映画等を撮影する場合	<u>18,510円</u>	<u>10,280円</u>																													

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 改正後の掛川城条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用許可に係る利用料金から適用し、施行日前における使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第9条第4項の規定による承認は、この条例の施行前においても、新条例別表第1及び別表第2に定める額の範囲内で行うことができる。